

# 島根県立公立学校臨時的任用教員等（常勤及び非常勤教育職員）募集要項

令和元年9月6日  
島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、高等学校の臨時的任用教員等（常勤及び非常勤教育職員）を以下のとおり募集します。

## 1 募集人数

講師（国語、英語、工業、水産）9名、養護助教諭1名

## 2 募集職種、勤務地

- ① (1) 募集職種：講師（国語）  
(2) 勤務地：○ 隠岐水産高等学校（隠岐郡隠岐の島町東郷字吉津2）  
○ 飯南高等学校（飯石郡飯南町野萱800）
- ② (1) 募集職種：講師（英語）  
(2) 勤務地：○ 松江北高等学校（松江市奥谷町164）  
○ 大東高等学校（雲南市大東町大東637）
- ③ (1) 募集職種：講師（工業（機械））  
(2) 勤務地：○ 松江工業高等学校定時制課程（松江市古志原町4丁目1-10）  
○ 出雲工業高等学校（出雲市上塩冶町420）  
○ 江津工業高等学校（江津市江津町1477）
- ④ (1) 募集職種：講師（水産（漁業））  
(2) 勤務地：○ 浜田水産高等学校（浜田市瀬戸ヶ島町25-3）  
○ 隠岐水産高等学校（隠岐郡隠岐の島町東郷字吉津2）
- ⑤ (1) 募集職種：養護助教諭  
(2) 勤務地：○ 横田高等学校（仁多郡奥出雲町稲原2178-1）

## 3 勤務内容

### (1) 任用期間

採用日～令和2年3月31日

※任用の始期・終期は学校の事情によって異なる場合があります。

### (2) 職務

教諭、養護教諭に準ずる職務

※教科指導、生活指導、保健指導、安全指導、その他校務に関する事務作業等

## 4 勤務条件（常勤の場合）

### (1) 給与

学歴、経験年数によって給料月額が決定されます（22歳大学新卒者の場合、約208,000円）。

※該当者には手当（通勤、住居、扶養、特殊勤務、期末、勤勉、単身赴任など）の支給あり

### (2) 勤務時間

午前8時30分～午後5時00分（休憩時間を除く1日7時間45分）

※勤務校によって若干時間が異なります。

※定時制課程は午後1時00分～午後9時30分

### (3) 休 日

- 日曜及び土曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する祝日
- 12月29日から翌年の1月3日まで（前項の日を除く）

### (4) 休 暇

- 有給休暇： 任用期間によって異なります。（任期が12ヶ月の場合は20日）
- その他の休暇： 基本的に正規職員に準じる（一部法令等により異なる）

## 5 出願手続

### (1) 出願期間

随 時

### (2) 出願資格（以下のすべてに該当する者が出願できます。）

- 該当職種の教員免許状所有者  
※社会的実務経験等を考慮できる場合があります。詳細はお問い合わせください。
- 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- 一般的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる者

### (3) 出願書類

次の書類を以下の提出先まで郵送（簡易書留）または持参してください。

- ① 別紙「島根県公立学校臨時的任用教員等採用志願書」（様式1）
- ② 別紙「臨時的任用教員等採用志願票」（様式2）

＜出願書類提出先＞ 〒690-8502 島根県松江市殿町1 島根県教育庁学校企画課

※封筒の表に「県立（該当校）臨時的任用出願書類在中」と朱書してください。

※本年度講師登録済みの者は①「志願書」のみを提出すること。

## 6 選考方法

書類選考の上、面接審査により行う。

## 7 その他

- 選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。
- 教員免許状有効期間については、別紙「教育職員免許状の有効期間及び終了確認期限について」を参考にしてください。
- 常勤として採用された場合は県が許可した場合を除いて兼業・兼職することはできません。
- 非常勤として採用された場合は勤務条件等が異なります。詳細はお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞ 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-5411、0852-22-6308  
ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>

様式 1

令和 年 月 日

島根県教育委員会 様

住 所  
氏 名

㊟

**島根県公立学校臨時的任用教員等採用志願書**

次のとおり志願したいので、関係書類を添えて出願します。

- (1) 校 種 小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校 ・ 特別支援学校  
【希望順位】 【 】 【 】 【 】 【 】
- (2) 職 種 講師 ・ 養護助教諭 ・ 実習助手 ・ 寄宿舎指導員
- (3) 勤 務 形 態 常勤 ・ 非常勤
- (4) 教科 (科目)
- (5) 勤務可能時期 ・平成 年 月 日から勤務可能  
・その他 ( )
- (6) 勤 務 希 望 地
- (7) 特 記 事 項

- (注) 1. (1) ~ (3) については、希望するものをすべて○で囲むこと。また、希望校種が複数ある場合には、希望順位を(1)の【 】内に数字で記入すること。
2. (4)については、中学校・高等学校、特別支援学校の中学部・高等部を希望する場合の教科を記入すること。  
ただし、高等学校または高等部の地理歴史、理科、農業、工業、水産、保健体育の各教科にあつては、その科目又は専攻〔例 地理歴史(世界史)、工業(電気)、保健体育(サッカー)〕を記入すること。
3. (7)の特記事項については、任地等を決定する際に配慮を要することがあれば記入すること。

臨時的任用教員等採用志願票

令和 年 月 日現在

ふりがな		性別	生 年 月 日	年齢	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">写 真 貼 付</p> <p>5 cm × 4 cmで上半身を撮影したもの (裏面に氏名を記入)</p> <p>撮影年月日 令和 年 月</p> </div>
氏 名			年 月 日	歳	
希望職種	(希望職種は様式1に記載すること)				
現住所	〒 - Tel ( ) -				
連絡先	〒 - Tel ( ) -				
学 歴 ・ 職 歴					
自 . .					高等学校
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
免 許 ・ 資 格 ( 教 員 免 許 状 等 )					
種類	授与年月日	授与権者	有効期間満了日又は修了確認期限		
	. .		. .		
	. .		. .		
	. .		. .		
	. .		. .		
免許外担当可能な教科		担当可能な部活動		ピアノ演奏(小学校志願者のみ)	可・否
健康状態			勤務希望地	(勤務希望地は様式1に記載すること)	

(注) 1. 高等学校からの学歴・職歴について、順序をおってもれなく記入すること。  
 2. 職歴等は、給料を決定する際に必要な資料となるので、記入もれ等のないように正確に記入すること。  
 ①任用期間 ②正規・非正規 ③非正規の場合、常勤・非常勤 ④職種 ⑤在家庭の期間は「在家庭」とする

## 教育職員免許状の有効期間及び修了確認期限について

### 旧免許状用

#### 1 <免許更新1巡目> 旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）を所有する者

免許状所有者の区分	最初の修了確認期限	更新講習受講・免許更新手続き期間
昭和29年度以前生まれ (昭和30年4月1日以前の生まれ)	免許更新手続き不要な生涯有効な免許状 (ただし、※2に該当する者は免許更新手続きが必要です。)	
昭和30, 40, 50年度生まれ	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日
昭和31, 41, 51年度生まれ	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日
昭和32, 42, 52年度生まれ	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日
昭和33, 43, 53年度生まれ	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日
昭和34, 44, 54年度生まれ	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日
昭和35, 45, 55年度生まれ	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
昭和36, 46, 56年度生まれ	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
昭和37, 47, 57年度生まれ	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
昭和38, 48, 58年度生まれ	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
昭和39, 49年度生まれ, 昭和59年度以降生まれ	令和2年3月31日	平成30年2月1日～令和2年1月31日

※1 この表において年度とは4月2日から翌年4月1日までをいいます。

※2 平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状を所有する者の最初の修了確認期限は下記2によります。

#### 2 <免許更新1巡目> 旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状）を所有する者

栄養教諭免許状の授与日	最初の修了確認期限	更新講習受講・免許更新手続き期間
平成18年3月31日以前	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日

#### 3 <免許更新1巡目> 上記1又は2の区分で免許更新手続きをしなかった者

※ 現在、所有する免許状は失効又は有効ではない状態（休眠状態）となっています。  
失効した場合は、更新講習受講のうえ再度の免許申請が必要です。また休眠状態の場合は、更新講習受講のうえ免許更新手続きが必要です。  
なお、失効した場合に再度授与される免許状は、新免許状です（新免許状の区分1です。）。

#### 4 <<免許更新2巡目以降>> 旧免許状を所有する全ての者

※ 免許更新2巡目以降は上記の1、2及び3の区分はありません。全ての者が以下のとおりです。

免許状所有者の区分	修了確認期限	更新講習受講・免許更新手続き期間
全ての者	免許更新手続きで交付された証明書に記載	修了確認期限の26月前から2月前

## 新免許状用

### 1 <免許更新1巡目> 新免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状を所有しない者に対して平成21年4月1日以降に授与される免許状）を所有する者

- ※1 新免許状には「有効期間の満了の日（免許状の授与に必要な学位と単位を満たしてから10年後の年度末）」が記載されています。
- ※2 新免許状を複数有する場合の「有効期間の満了の日」は、それらの新免許状の「有効期間の満了の日」のうち最も遅い日です。
- ※3 「有効期間の満了の日」は、一人に一つしかありません。

（例1） 同じ「有効期間の満了の日」の新免許状を有する場合

- 幼稚園教諭一種免許状（有効期間の満了の日） 

平成31年3月31日
------------
- 小学校教諭一種免許状（有効期間の満了の日） 

平成31年3月31日
------------

この場合、全ての新免許状の有効期間の満了の日は、平成31年3月31日です。

（例2） 異なる「有効期間の満了の日」の新免許状を有する場合

- 中学校教諭一種免許状（有効期間の満了の日） 

平成30年3月31日
------------
- 中学校教諭専修免許状（有効期間の満了の日） 

平成32年3月31日
------------
- 小学校教諭二種免許状（有効期間の満了の日） 

平成35年3月31日
------------

この場合、全ての新免許状の有効期間の満了の日は、平成35年3月31日です。

免許状所有者の区分	有効期間の満了の日	更新講習受講・免許更新手続き期間
全ての者	免許状に記載	有効期間の満了の日の26月前から2月前

### 2 <免許更新1巡目> 上記1の区分で免許更新手続きをしなかった者

- ※ 現在、所有する免許状は失効しています。  
失効した場合は、更新講習受講のうえ再度の免許申請が必要です。再度授与された新免許状も上記1の区分です。

### 3 <<免許更新2巡目以降>> 上記1の区分で免許更新手続きをした者

- ※ 免許更新2巡目以降は、以下のとおりです。

免許状所有者の区分	有効期間の満了の日	更新講習受講・免許更新手続き期間
全ての者	免許更新手続きで交付された証明書に記載	有効期間の満了の日の26月前から2月前